

目 次

○告示

土地収用法による使用の手続の開始（県土整備・用地課）

神奈川県告示第 648 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 34 条の規定により、起業者から次のとおり使用の手続を開始する旨の申立てがあった。

令和 7 年 12 月 19 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 起業者の名称

横浜高速鉄道株式会社

2 事業の種類

みなとみらい 21 線車両留置場整備事業及びこれに伴う附帯事業

3 手続が開始される土地

横浜市中区元町一丁目地内及び山手町地内

4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所

横浜市中区役所総務部区政推進課